

第72回宮城県国土利用計画審議会

I 日 時 : 令和4年2月8日(火) 午後1時30分から午後3時まで

II 場 所 : 宮城県自治会館 200会議室

III 次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 宮城県土地利用基本計画書の変更(最終案)について

(2) 宮城県土地利用基本計画図の変更について

(3) その他

4 閉 会

配布資料

【資料1】第71回宮城県国土利用計画審議会論点メモ

【資料2】第71回宮城県国土利用計画委員発言に対する対応状況

【資料3】宮城県土地利用基本計画(案)に対する県庁内・市町村意見に対する対応状況

【資料4】宮城県土地利用基本計画書(最終案)概要

【資料5】宮城県土地利用基本計画書(最終案)本文

【資料6】宮城県土地利用基本計画書最終案と素案の新旧対照表

【資料7】都市地域が森林地域と重複する場合の取扱いについて

【資料8】パブリックコメント添付資料

【資料9】宮城県土地利用基本計画図変更概要

【資料10】宮城県土地利用基本計画図変更位置図

【資料11】宮城県土地利用基本計画図変更図面

【参考資料1】宮城県土地利用基本計画書(現行計画)

【参考資料2】宮城県土地利用基本計画書(現行計画)概要

【参考資料3】宮城県国土利用計画(第六次)概要

【参考資料4】国土利用計画・土地利用基本計画の体系図

【参考資料5】土地利用基本計画図地域区分別面積

【参考配布】令和3年度 土地利用の現況と施策の概要

IV 出席者名簿

1 委員(13名中10名出席)

(敬称略)

分野	氏名	現職名	出欠
都市問題・ 交通問題	ますだ さとる 増田 聡	東北大学大学院経済学研究科教授 (工学博士)	出
都市問題・ 交通問題	おくむら まこと 奥村 誠	東北大学災害科学国際研究所教授 (工学博士)	欠
都市問題・ 社会福祉	やまもと かずえ 山本 和恵	東北文化学園大学科学技術学部 建築環境学科教授(工学博士)	欠
自然保護	さいとう ちえみ 齊藤 千映美	宮城教育大学環境教育実践研究セン ター教授(理学博士)	欠
農 業	たかはし しん 高橋 慎	宮城県農業協同組合中央会常務理事	出
林 業	ながい たかあき 永井 隆暁	宮城県森林組合連合会常務理事	出
商 工 業	あいざわ きよの 相澤 きよの	宮城県商工会女性部連合会会長	出
社会福祉	ちば しなこ 千葉 姿奈子	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 なごみなの里地域福祉サービスセンター長兼 偕楽園長	出
土 地	きさき まり 佐々木 真理	一般社団法人宮城県不動産鑑定士協 会理事	出
市 町 村	やまだ ゆういち 山田 裕一	白石市長(宮城県市長会)	出
	あいざわ せいいち 相澤 清一	美里町長(宮城県町村会)	出
そ の 他	むとう じゅんこ 武藤 順子	宮城県青年会議幹事	出
	おおとも とみこ 大友 富子	宮城県地域婦人団体連絡協議会会長	出

2 事務局

氏 名	職 名
小野寺 邦貢	企画部デジタル政策推進監兼副部長
岩崎 謙二	企画部参事兼地域振興課長
長谷川 美智	企画部地域振興課総括課長補佐
叶 光博	企画部地域振興課課長補佐（土地対策班長）
藤咲 寛	企画部地域振興課主事
引地 真史	企画部地域振興課主事
本田 日菜乃	企画部地域振興課主事

V 会議の概要

- 1 午後1時30分、司会の長谷川総括課長補佐が開会を宣言し、会議が有効に成立する旨の報告を行った。(定足数7名以上出席)
- 2 小野寺企画部デジタル政策推進監兼副部長の挨拶の後、議事に入り、増田会長が国土利用計画審議会条例第5条第1項の規定により、議長となって以後議事を行った。
- 3 議事について、岩崎企画部参事兼地域振興課長が説明を行った後、審議が行われた。

VI 会議運営に関する報告・確認事項等

- 1 定足数の報告
国土利用計画審議会条例第5条第2項の規定により、定足数である過半数(7名)を満たし、有効に成立していることを報告した。
- 2 審議の公開・非公開の確認
議事の公開を確認した。
- 3 議事録署名委員の指名
審議会運営規程第5条第1項の規定により、「千葉 姿奈子委員」、「佐々木 真理委員」の2名を議事録署名委員に指名した。

Ⅶ 議事録（発言要旨）

増田会長	それでは「(1)宮城県土地利用基本計画書の変更(最終案)」について事務局から説明願います。
岩崎 参事兼課長	(資料1～8について説明)
増田会長	ありがとうございました。 前回の審議会以降、様々な修正要望に対応して資料5のようにまとまったということでした。 御質問などございますか。
永井委員	今回の修正対応等分かりやすくまとめていただいたと思います。 資料を見ていて、森林の機能を高く評価していただいととてもありがたいと思っています。 その中で今回の変更の対象とならなかった、「農業地域」と「森林地域のその他」の部分ですが、一つだけ上向きの矢印が残っていてちょっと違和感があるなと思いました。 また、荒廃農地の問題などが言われておりますが、農林水産省で中山間地域の新しい取り組みとして、荒廃農地を計画的に森林化していくという取り組みを全国的に進めているという情報を伺ったものですから、宮城県の現状を踏まえて、今後、次の計画変更で反映させるべきではないかと思いました。
叶班長	ただいま二点ほど御質問いただきましたが、まず一点目につきましては、「農業地域」と「森林地域のその他」が重複している場合、農用地区域内であれば、森林地域であっても農地としての利用を優先するという形にしております。 こちらは、森林法、農業振興地域の整備に関する法律の内容等も踏まえ、農地の整備等を、今も進めているところでございます。 今後も整備が計画されているもの、改良していくものがございます。 こうしたことを踏まえ、農業地域、森林地域のどちらもその程度は異なりますが、自然的な土地利用の一環であること、都市化をするということではなくて自然と上手に付き合いながら行う土地利用であるということも踏まえ、こちらの区分は変更しないこととしております。 基本的にはそれぞれの法律において、どのような考え方になるのか決まっておりますが、森林の開発に関しては、保護が弱いということもございますので、この部分については見直しが難しいという判断をさせていただいております。

	<p>二点目の、中山間地域や、耕作放棄地等の問題につきましては、それぞれの地域で取り組んでいただいているという状況と認識しておりますが、このような土地を、無理に耕作をし続けるのではなく、少しずつ自然に戻していくというような取り組みが、全国で始まっているというのは承知しております。</p> <p>当県の農政部局の具体的な動きとしては、現時点においては、宮城県はどちらかというと農地としての利用や、農業目的で使っていこうということを進めているという状況です。</p> <p>例えばどうしても耕作者がいらっしゃらない土地であれば、放牧地として利用できないか、あるいは、農産物の直売所のような施設を置くなど、直接耕作するのではなく、農業的な利用を図るという方向で考えながら進めているという状況かと思えます。</p> <p>この課題については、宮城県は農業的土地利用がとても広いものですから、担い手の確保ですとか、農地の利用というのをなるべく進めていこうという段階であると認識しております。</p> <p>他県の状況で申しますと、大分県では人口減少が宮城県よりも若干ではありますが、先に進んだこともあって、農地を森林に戻す取り組みというのは、十数年前から進めていると把握しております。</p> <p>他県は、それぞれの状況に応じてそういった取り組みも行っているところではございますが、宮城県としては、まずは農業的土地利用をしている土地については、引き続き農業的な利用を図っていくという方向性で進んでいると承知しておりますので、本計画もそのような記載としております。</p>
永井委員	<p>ありがとうございます。</p>
増田会長	<p>森林地域と重複した場合の矢印についてでしたが、都市地域については森林地域としての利用に調整をするという案ですが、農業地域の農用地区域等での「ほ場整備」の方が積極的に入っているものについては、農業的土地利用を進めるということで、矢印がまだ上を向いているものになっているということだと思います。</p> <p>耕作放棄については、いずれは森林に戻すということもあるかと思いますが、補助金を活用して「ほ場整備」を行った場合に、森林に戻すのかという議論にもなってしまいかと思いますので、難しい部分もあるのかなと思っています。</p> <p>他にありますでしょうか。</p>
増田会長	<p>また、森林のように、地域指定はありませんが、今回新たに加えられた「沿岸部」についてですが、津波被災を受けて人が住まないというような形に変わったところもありますので、場合によっては、海岸に戻すなどの土地利用の転換についての議論が出てくるんじゃないかと思っています。</p>

	<p>五地域として表現するのは難しいと思います。</p>
岩崎 参事兼課長	<p>ただいま、会長から御指摘がございました件ですが、津波被害を受けた土地の移転が進んだ「移転元地」ということで残った地域について、いわゆる低未利用地の問題が発生するだろうという御指摘がございますけれども、この件につきましては、県庁内に、「復興・危機管理部」という部が、去年の4月から新設されており、「宮城復興局」が主導となって会議体を作り、現在、移転元地をどう活用していくかという議論を始めた段階でございます。</p>
増田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>一点、森林の議論にも繋がるかと思いますが、静岡県熱海市で起こった産業廃棄物にかかる土砂災害についてですが、森林の機能を再度見直した方がいいのではないかとの話もあったかと思いますが、個別に書きにくい部分もあるかと思いますが。</p> <p>全国一律に斜面等をチェックするような動きもありますので、計画書にも記載があるかとは思いますが、県としても特に防災担当部局、土木部局、廃棄物処理部局と連携しながら、森林の防災機能等に留意していただければと思います。</p> <p>他に御質問等はございますか。</p>
増田会長	<p>なければ、議事1「宮城県土地利用基本計画書の変更(最終案)」については、異議なしと認め、答申することに決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
増田会長	<p>それでは、議事(2)に入りたいと思います。「宮城県土地利用基本計画図の変更案」について、事務局から説明願います。</p>
岩崎 参事兼課長	<p>(資料9から資料11により説明)</p>
増田会長	<p>かなり具体的な案件の説明でした。</p> <p>先ほど白石市の事例がありましたが、専門的な測量などがあまり行われていない土地というのは拾い出すとまだあるのかもしれませんが、全部一気に拾い出すというのはなかなか難しいと思いますので、判明するたびに今回のような対応を行っているという状況かと思います。</p>

<p>叶班長</p>	<p>国有林につきましては、当課で所管する「国土利用計画法」や、「国土調査法」などで土地利用の状況の確認や、面積の精密な測定を行うような制度がありますが、国が適正に管理している土地では、それほど売り買いといった取引が行われることはあまりないので、面積の確定は後になってしまうということが一つございます。</p> <p>また、国有林は広大でございまして、実際に測量を行おうとすると、相当大変な作業になります。</p> <p>国の方でも、定期的に測量を行っておりまして、それに伴い我が県の森林面積も、若干ではあります、拡大縮小がございました。</p> <p>これも、最新のデータを使って反映させるようにしておりますので、五地域区分の土地利用が変わらなくても面積が変わることもございます。</p> <p>このような測量の精度や、技術の進展に伴ってこういった面積の変動を余儀なくされることもございますので、数字はその都度なるべく正確な数字を採用するという形にさせていただいておりますので、御了解いただきたいと思います。</p>
<p>岩崎 参事兼課長</p>	<p>大変恐縮な話でございますが、本日、机上にお配りをした資料が1枚ございます。</p> <p>当日配布資料の参考資料5と記載しておりますが、土地利用基本計画の地域別面積になっておりますが、こちらを御覧願います。</p> <p>先ほど会長からお話をいただいた面積に関わるような部分ですので、事務局から御説明を申し上げます。</p>
<p>叶班長</p>	<p>こちらの資料でございますが、先ほど土地利用基本計画書の最終案の方で御覧いただいたような五地域の区分と白地地域の面積を記載しております。</p> <p>変更案の面積と現行計画の面積ということで記載しておりますが、個別に少し御説明させていただきます。</p> <p>例えば、農業地域、それから白地地域は少し面積の増減が大きくなっています。特に目立つのは白地地域ですが、昨年度も計画図の変更ということで当審議会にお諮りしておりましたが、昨年度お諮りした白地面積は現行計画として記載している9,484ヘクタールというものでございました。</p> <p>今回の変更案の面積としては、記載のある変更案面積になりますが、白地地域は網掛けの1万7,978ヘクタールということで、約8,500ヘクタールの大幅な増となっております。</p> <p>大幅な増となった経緯を御説明させていただきます。</p> <p>土地利用基本計画図に記載する五地域の面積は、国土利用計画法において、5万分の1の地形図を作成し、地形図に五地域の区域を引いた上で計測することになっております。</p>

重複している地域についても、個別に地図上で面積を測るというような仕組みで運用しております。

法制度が発足した昭和の時代になりますが、実際に5万分の1の地形図に線を引き、手作業で面積を測るという作業をしていました。

その後、地図がデジタル化され、現在は国土交通省で一括して管理しているというような状況でございます。

そういった時代の変化や、技術の変遷などがありまして、宮城県では直接その手作業で図面の面積を計測し直す作業は、平成の一桁台に休止をさせていただいておりました。

その後は、一旦計測した面積に対して、毎年の増減を積み上げる形で面積の把握を行っておりました。

今回、約10年ぶりの基本計画書の変更に合わせまして、改めて地図上の区域で計測された面積と、我々が積み上げで管理していた面積を突合したところ、かなり乖離しているという状況が明らかになりました。

様々な理由があるかと思いますが、地図上で測り直していれば間違いのない面積を計測できますが、宮城県も紙の地図について、平成13年を最後に作っていないという状況でございます。

そのころから国はデジタル地図の方を整備して公開を始めたので、当県の土地利用基本計画図もそちらを活用するということになりました。

具体的に面積を測るということも、デジタル化した地図はありましたが、国が管理しておりますので、県において測定をするということができないという現状でした。

それから、県土面積についても、変更前と変更案で少々違っておりましたが、こういった部分は国土地理院が何年かに1回測量し直して面積を出しておりますが、測量精度の向上や、地殻変動などで県土面積は変動します。

フィックスされたものではなく、その都度測量し直して最新の正しいデータに書き換えるという状況でございます。

平成7年頃から、宮城県では各区域の面積増減を積み上げて管理していく内容にはこうした地殻変動に伴うような面積の増減が反映できないという部分が弱点でございまして、今回の土地利用基本計画書の変更に当たって、数値の精度を上げたということで、国土交通省と調整をいたしまして、国が持っているデジタル地図で面積を計測したものに基本的に合わせるという形で整合を図らせていただきました。

整合を図った数値に、今回お諮りしている変更面積の増減を加えたものを変更案として提示しているという状況でございます。

白地地域の増減については検証させていただきましたが、平成13年の5万分の1の地形図で作った紙の図面で確認をしましたが大和町と色麻町の間にあります「王

	<p>城寺原演習場」が防衛施設なので白地地域となりますが、当時の図面では森林地域とされておりまして。</p> <p>演習場の拡大に伴い、白地地域に変わっていくということになりますが、平成13年の面積の把握状況からあまり変わっておりませんでした。</p> <p>おそらく、こういった部分がどこかの段階でずれてしまったことや、その他、様々な理由で面積の変動が大きくなったと推測されます。</p> <p>個別に、どの時点でこのようなずれが生じたというところまでは把握できませんでしたが、そういった形で、今現在お示している白地地域の約1万7,900ヘクタールというような面積につきましてはデジタル地図で測ったものでございますので、正確性が担保されているということで、お出しさせていただいております。</p> <p>このような形で、今後も基本的には面積変動を積み上げた形で修正をさせていただき面積を報告させていただきますが、その都度デジタル地図上での面積を計測し直すという作業も進めながら数値の見直しを行いたいと思います。</p> <p>それから国土院などで測量し直した各面積も反映させて、微修正を加えて、より正確な面積を出すという管理をさせていただきたいと考えております。</p> <p>これまで、乖離が大きい状況でございましたのでその点に関しましては、お詫びさせていただきたいと思います。</p>
増田会長	<p>確認ですが、例えば縮小となる区域について、森林地域ではなくなる区域はその後、二重指定の状況が解消されるのか、白地地域になるのかなど、どういう状況になるのか教えてください。</p>
叶班長	<p>資料11の図面を御覧ください。</p> <p>資料11の23ページ、変更区域図14でございます。</p> <p>仙台市内の森林地域縮小で、用途が墓地造成でございますが、縮小する区域に赤線が入っており、都市地域と重複がある地域になります。</p> <p>こちらは森林地域から除かれ、土地については墓地として使われることとなりますが、区域としては都市地域のみとして管理される地域になります。</p> <p>資料11の24ページ、変更区域図の15番につきましては、角田市の森林地域みの区域になっておりますので、森林地域を縮小すると、今後は森林地域ではなくなります。</p> <p>この土地については、太陽光発電施設の設置ということになりますので、区域としては白地地域になります。</p> <p>このように区域区分ごとに細かく変わっております。</p>

	<p>同じように、都市地域と重複しているようなところだと、資料11の27ページ、変更区域図の18番ですが、山元町の森林地域の縮小については、赤い線の枠内ということになりますので、都市地域と森林地域が重複している土地でございます。</p> <p>森林地域の縮小により、今後は都市地域としての管理になります。</p> <p>土砂採集用地造成となっておりますので、土砂採取を行い平地にし、跡地は斜面が崩れないように造成したということになります。</p> <p>こういったところは都市地域の中なので、都市的土地利用を図るということになります。</p>
増田会長	<p>図が二重、三重、四重になっているので、なかなか見にくい部分もあります。</p> <p>どうか改善していただけないものでしょうかね。</p> <p>もう少し見やすい表現があるのではないかと思います。</p>
叶班長	<p>この5万分の1の地図で、各区域を重ねて見るというのが、法律上の立て付けでございますので、このような形になっております。</p> <p>この地図は、インターネット上で公開されておりますので、インターネット上で見ていただくと、かなり大きくクローズアップできます。</p> <p>解像度が細かい状況で見ることができますし、航空写真として見ることも可能です。</p> <p>航空写真の撮影年次がそれほど新しくはありませんが、重ねて見ることができるという機能もございますので、国土交通省のLUCKY(ラッキー)というシステムですが、もう少し詳細な状況が、お分かりいただけるのではないかと思います。</p>
岩崎 参事兼課長	<p>ただいまの地域の重複状況でございますが、五地域の重複状況として、二つの地域、例えば都市地域と農業地域や、都市地域と森林地域、これらの二つの線が重なっているものはたくさんありますが、例えば、五地域のうち、四つの地域が重複しているようなところなどについて、あくまで例示でございますが申し上げますと、いくつかありまして例えば、都市地域と農業地域、森林地域、自然公園地域の四つが重複しているようなところが、面積にしますと2、152ヘクタールあります。</p> <p>具体的な位置は、県立自然公園松島のうち、七ヶ浜町と松島町と東松島市の宮戸島の一部となります。</p> <p>それから、県立自然公園船形連峰のうち、仙台市の一部ということで具体的には大倉ダム周辺の一部が重複しております。</p> <p>また、硯上山万石浦県立自然公園のうち、石巻市の稲井地区の一部についても同様でございます。</p>

	<p>別のパターンとしては、都市地域と農業地域、森林地域、自然保全地域の自然公園以外全てが重なっているというところも、239ヘクタールという非常に少ない面積ですがあります。具体的には名取市の樽水ダムの北側の一部、それから貞山運河の東側に海岸防風林がありますが、そのうちの一部については、都市地域と農業地域、森林地域、自然保全地域の四つが重なっているというのがございます。</p> <p>それから三つが重複するのはどこかという話もありますが、きりがないので省略させていただきます。</p> <p>増田会長 高等学校の学習指導要領が変わり、「地理総合」という科目が加わり、GISに触れるようにという指示が出ております。おそらく土地利用基本計画の、その土地がどのように使われているのかという説明をするのに使われる資料じゃないかと思います。</p> <p>先ほどの国土交通省のLUCKYシステムを使ってみましょうというような授業が行われるのではないかと考えておりますが、先ほどの当日参考配布のような説明がないと高校生などは、「なぜ、数字が合わないのか」と混乱してしまうかと思えます。</p> <p>そうなってしまうと、先生も教えるのが大変だなと思っておりますので、パンフレットを作るのは大変かもしれませんが、学校教育担当の方とお話として、このGISシステムはこのように使えますみたいな説明をしていただかないと学校現場混乱するのかなと思っております</p> <p>ちょっと脱線してしまいましたが、今回の説明資料についても、一コマぐらい学校で説明して国土利用計画というのは、何なのかなど、総合調整も大変なことやしているなどの話をぜひやって欲しいなと思えます。この審議会とは直に関係ありませんが。</p> <p>他によろしいでしょうか。</p>
増田会長	<p>なければ、議事2「宮城県土地利用基本計画図の変更」については、異議なしと認め、答申することに決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
増田会長	<p>それでは、以上で、本日の議事を終了いたします。</p> <p>御協力ありがとうございました。</p>
長谷川 総括課長補佐	<p>以上をもちまして、第72回宮城県国土利用計画審議会の一切を終了いたします。本日は、お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございました。</p>